

老人短期入所施設かるが利用料金表(予防給付)

令和 3年 4月 1日 改定

	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(自己負担分)	523円 【1,046円】 <1,569円>	649円 【1,298円】 <1,947円>
②サービス提供体制強化加算Ⅱ(自己負担分)	18円【36円】 <54円>	
③居住費(実費負担分) Aタイプ(海側)・Bタイプ(山側)	Aタイプ2,650円・Bタイプ2,600円/日額	
④食費(実費負担分)	朝食360円/昼食840円(おやつ代を含む)/夕食450円 ※食費は一食ごとに計算させていただきます。	
⑤送迎加算(自己負担分)	184円【368円】 <552円>/片道 <small>※通常の事業実施地域以外の地域にする利用者に対して行う送迎の場合は、通常の実施地域を越えた地点から1kmあたり50円別途必要となります。</small>	
⑥療養食加算(自己負担分)	8円【16円】 <24円>/1食 ※1日につき3食を限度として	
⑦電気代(実費負担分)	50円/日額 ※居室において個人占有の電気器具を使用する場合。	
⑧テレビリース代(実費負担分)	50円/日額 ※電気代は別途必要となります。	
⑨その他(実費負担分)	利用者個人でご使用になる日常生活品(歯ブラシ・化粧品等)・利用者の選択するクラブ活動の材料費等・理美容代は実費とします。 通常のサービス提供以外に必要な費用は実費とします。	
⑩介護職員処遇改善加算Ⅰ(自己負担分)	上記介護保険給付対象部分の自己負担分を合計したものに8.3%を乗じた金額	
⑪介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(自己負担分)	上記介護保険給付対象部分の自己負担分を合計したものに2.7%を乗じた金額	

※負担割合が2割の場合は【】、3割の場合は<>内の金額です。

※①～④は毎日必要となる基本的な費用です。⑤～⑨は必要時及び希望時に必要となる費用です。⑩⑪は加算部分の日額に応じて変動する費用です。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乗せされます。

基本費用合計(標準モデル金額)	負担割合	要支援1	要支援2
ご利用者自己負担額計 ①～④+⑩⑪(日額) Aタイプ(海側)/Bタイプ(山側)	1割	Aタイプ 4,841円+⑩⑪ Bタイプ 4,791円+⑩⑪	Aタイプ 4,967円+⑩⑪ Bタイプ 4,917円+⑩⑪
	2割	Aタイプ 5,382円+⑩⑪ Bタイプ 5,332円+⑩⑪	Aタイプ 5,634円+⑩⑪ Bタイプ 5,584円+⑩⑪
	3割	Aタイプ 5,923円+⑩⑪ Bタイプ 5,873円+⑩⑪	Aタイプ 6,301円+⑩⑪ Bタイプ 6,251円+⑩⑪

※ショートステイは要介護又は要支援の認定を受けた方が対象となります。